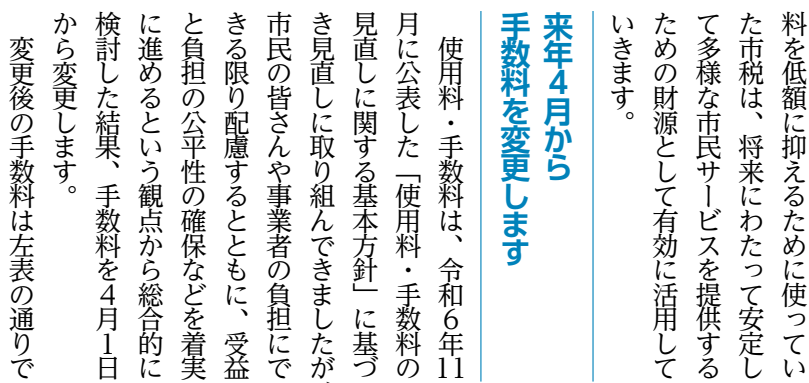




料を低額に抑えるために使っていた市税は、将来にわたって安定して多様な市民サービスを提供するための財源として有効に活用していきます。

使用料・手数料は、令和6年11

月に公表した「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき見直しに取り組んできましたが、市民の皆さんや事業者の負担にできる限り配慮するとともに、受益と負担の公平性の確保などを着実に進めるという観点から総合的に検討した結果、手数料を4月1日から変更します。

来年4月から変更される行政サービスの手数料の一覧

手数料	現行	変更後	担当課
納税及び公課に関する証明書の交付手数料	300円	400円	市民税課
資産に関する証明書の交付手数料 (住宅用家屋に関する証明書の交付手数料を除く)	300円	400円	資産税課
資産に関する公簿又は地図の閲覧手数料	300円	400円	
住宅用家屋に関する証明書の交付手数料	300円	400円	
住民票又は除票の写しの交付手数料	300円	400円	市民課
戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	300円	400円	
住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書(等)の交付手数料	300円	400円	
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料(転記する場合は1人当たり200円加算)	3,000円	4,000円	
印鑑登録証の交付手数料	300円	400円	
印鑑登録に関する証明書の交付手数料	300円	400円	
身分に関する証明書の交付手数料	300円	400円	
埋火葬に関する証明書の交付手数料	300円	400円	
賠償補償受領等診断書の交付手数料	3,140円	4,710円	保険年金課 (国保大栄診療所)
診断書及び各種証明書の交付手数料	1,100円	1,650円	
死体検案書の交付手数料	2,090円	3,130円	
事業系ごみ手数料 (10kg当たり)	220円	250円	クリーン推進課
し尿くみ取り手数料 (1ℓ当たり)	7.7円	11.55円	環境衛生課
診断書その他診療に係る証明書の交付手数料	1,100円	1,650円	地域医療政策課 (急病診療所)
建築確認台帳記載事項証明書の交付手数料	300円	450円	建築住宅課
用途地域等に関する証明書の交付手数料(首都圏整備法に関する証明書の交付手数料を含む)	300円	450円	都市計画課
地籍調査に関する成果図の閲覧手数料	300円	400円	
土地区画整理事業に関する成果図の閲覧手数料	300円	400円	市街地整備課

す。金額の設定にあたっては、各種行政サービスの提供にかかる費用を提供件数で割ること、手数料の改定案を算出しました。手数料がかかる行政サービスは特定の人のための事務であるため、受益者の負担率は100パーセントとし、類似の行政サービスや他の自治体とのバランスを考慮して、最終的に適正な金額を設定しました。なお、見直しの対象となるのは、

市が独自に金額を定めている手数料です。国が手数料の標準額を定めているものや、県の手数料に準じているものなどは対象外です。

コンビニ交付サービスの
手数料割引を延長します

令和8年3月31日まで実施しているコンビニ交付サービスの手数料の100円割引については、窓口の混雑緩和などを図るため、11

来年3月31日まで延長します。
来年4月からのコンビニ交付サービスの手数料は、次の通りです。変更後の金額から100円を割り引いた金額となります。

- 住民票…300円
- 印鑑登録証明書…300円
- 戸籍謄抄本…350円
- 戸籍の附票…300円
- 課税・非課税証明書…300円
- 所得証明書…300円

使用料は引き続き
見直しを検討していきます

公共施設の使用料は、各施設の年間の維持管理にかかる費用を基に、貸出面積や利用時間のほか、施設の性質に応じた受益者負担割合を踏まえて検討しています。また、市民と市民以外、通常利用と営利目的での利用、大人と子どもといった利用区分ごとに算定ルールを設けるとともに、施設ごとに対応が分かれていた減免の基準を統一することを想定しています。

詳細については引き続き検討を進めていくとともに、物価の動向といった社会情勢などを踏まえ、見直しの時期を判断していきます。

※くわしくは財政課
(☎20・1512)
または市ホームページへ。



市ホームページ